

「面積水準について」

最低居住面積水準の計算方法

- ① 単身者 25 m²
- ② 2人以上の世帯 10 m²×世帯人数（注） +10 m²

誘導居住面積水準の計算方法

- (1) 戸建て住宅型誘導居住面積水準
25 m²×世帯人数（注） +25 m²
- (2) 共同住宅型誘導居住面積水準
20 m²×世帯人数（注） +15 m²

注1) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定します。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人として算定します。

注2) 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除します。

注3) 申請書を受理した時点での年齢で算定します。ただし、出産予定は0歳児として算定します。

■世帯人数別の面積例

		世帯人数別の住戸専用面積(例)(単位:m ²)			
		単身	2人	3人	4人
誘導居住 面積水準	戸建て住宅型	-	75【75】	100【87.5】	125【112.5】
	共同住宅型	-	55【55】	75【65】	95【85】
最低居住面積水準		25	30【30】	40【35】	50【45】

【】内は3～5歳児が1名いる場合

親・子世帯近居同居支援事業のホームページにて、世帯人数を入力すると、面積水準が計算できるツールを用意しておりますのでご活用ください。